Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年6月20日 水管理・国土保全局河川計画課

みずぼうさい

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画をとりまとめました

~ 「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速~

国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施 すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を6月20日にとりまとめました。

<緊急行動計画とは>

- 〇国土交通省では、平成 27 年の関東・東北豪雨災害、昨年 8 月の台風 10 号等による豪雨災害を受け、「水防災意識社会」再構築の取組を推進しているところ
- 〇本年1月の、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」の答申*を受け、国土 交通大臣から、提言された取組についての具体的な行動計画を早急にとりまとめるよう指示
- 〇国·県管理河川において<u>概ね5年で実施する各種取組の方向性、進め方や国の支援等</u>について、 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画としてとりまとめ

<緊急行動計画における主な取組>

- ① 水防法に基づく協議会の設置
 - ・平成30年出水期までに水防法に基づく協議会を設置
 - ・平成30年出水期までに概ね5年間の取組内容を「地域の 取組方針」としてとりまとめ



協議会の状況

- ② 水害対応タイムラインの作成促進
 - ・国管理河川は作成目標を大幅に前倒し、本年6月上旬までに作成が完了
 - ・都道府県管理河川は協議会を活用し、対象市町村で平成33年度までに作成
- ③ 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援
 - ・平成29年度中に関係機関が連携して全国3地域(岩手県、岡山県、兵庫県)のモデル施設で避難確保計画を検討・作成し、得られた知見を、協議会を通じて共有
 - ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

今後、各地域において、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指します。

※答申については、国土交通省HPを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/daikibohanran/index.html

<問い合わせ先>

, 国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室

課長補佐 木村 (内線:35364) 施策評価係長 安部 (内線:35328)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8445 FAX: 03-5253-1602